

施設基準関係（加算等）

情報通信機器を用いた診療

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診時においてオンライン診療を受ける場合、以下の処方については実施していません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上処方

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、以下のように対応しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を構築しております。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を構築しております。
- ・電子処方箋を発行する体制については、整備中となります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定の実績を有しております。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行う事を院内の見やすい場所及びホームページに掲示しております。

医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

施設基準関係（加算等）

後発医薬品使用体制加算

当院は、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になる事がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

協力対象施設入所者入院加算

当院では、協力対象施設入所者入院加算の届出を行っております。

下記の介護保険施設の協力医療機関として、当該介護保険施設から24時間連絡を受ける体制を構築しております（令和7年4月時点）。

また、当該介護保険施設と入所者の診療情報及び緊急時の対応方針の共有等を図るため、月1回以上の頻度でカンファレンスを実施しております。

- ・ 特別養護老人ホーム 東茶御苑 ・ 介護老人保健施設 福の里 花乃邸
- ・ 特別養護老人ホーム やすらぎの里 ・ 特別養護老人ホーム 輪中の郷
- ・ 特別養護老人ホーム カリヨンの郷 ・ 特別養護老人ホーム カリヨンの郷「新千秋」
- ・ グループホーム カリヨンの郷「新千秋」 ・ 特別養護老人ホーム 愛厚ホーム 佐屋苑
- ・ 特別養護老人ホーム サービスネットワーク南陽 ・ 特別養護老人ホーム 華の郷南陽
- ・ 介護付有料老人ホーム 華の郷南陽 ・ 介護付有料老人ホーム のぞみ
- ・ 老人保健施設 かいこう ・ 老人保健施設 ケア・サポート新茶屋
- ・ グループホーム じょうさい ・ グループホーム ちくさ

外来腫瘍化学療法診療料1

当院では、外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

また、急変時等の緊急時に患者様が入院できる体制が確保されています。

その他、実施できる化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を少なくとも年1回は開催しております。

施設基準関係（加算等）

連携充実加算

当院では、患者様に化学療法のリジメン（治療内容）を提供し、患者様の状態を踏まえた必要な指導を行える体制を整備しております。

また、年1回の開催頻度で地域の調剤薬局薬剤師を対象とした研修会を開催する等、外部との連携体制の構築を図っております。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

施設基準関係（加算等）

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

区分1

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	8 件

区分2

ア	靭帯断裂形成手術等	62 件
イ	水頭症手術等	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

区分3

ア	上顎骨形成術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件

区分4	胸腔鏡下及び腹腔鏡下手術	71 件
-----	--------------	------

その他

ア	人工関節置換術	86	件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8	件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	1	件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	52	件
	内訳		
	・ 経皮的冠動脈形成術	19	件
	急性心筋梗塞に対するもの	0	件
	不安定狭心症に対するもの	5	件
	その他のもの	12	件
	特殊カテーテルによるもの	2	件
	・ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0	件
	・ 経皮的冠動脈ステント留置術	33	件
	急性心筋梗塞に対するもの	0	件
	不安定狭心症に対するもの	7	件
	その他のもの	26	件